

1977年6月15日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル)  
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112. 口座大阪 48780

## 植村裁判長の腰痛を理由に

## 松山地裁ふたたび公判取り消し

予定されていた第22回公判(5月26日)の数日前になって、松山地裁は、「植村裁判長のギックリ腰の再発のため公判を延期したい」旨の連絡を弁護団あてにしてきた。そして、あまりのことに啞然としているうちに、

またもや貴重な公判期日が流されるに至った。植村裁判長および松山地裁の類の見ない程の無責任さに抗議するため、予定されていた5月26日に、原告団と弁護団の代表6名は松山地裁に出向き、金子裁判官(公判の時に向って左側に坐っている「右陪席」裁判官で、判決を書くと思われている)と、植村裁判所長の代理格の「上席」裁判官ならびに事務長と、それぞれ個別に会見した。

席上、わが代表団は、重要な段階にさしかかったこの裁判で、とくに裁判所の姿勢が注目されている折にとられた今回の措置の無責任さを厳しく追及し、「申し入れ書」(次頁参照)を手渡して、つぎの諸点を要求した。

(1) 本裁判審理の激務に耐えかねない植村裁判長を交替させること。(2) 金子裁判官だけを残り、裁判のやり直しに等しい状態をもたらしたことを改めるため、地裁内の他の部に転出した左陪席裁判官に本裁判を担当させること。(3) 7月営業運転開始までに、

原告側が要求している執行停止申立てに対して裁判所の判断を示すこと。(4) 公判予定期日として、7月以降に、7、9および10月の各月に1回づつをあてているが、裁判の遅延は、もっぱら裁判所の責任であるので、7月中に3回連続してでも夏までに結審にしてほしい。

今回の公判延期は、松山地裁内にも動揺をひき起こしていることが感じられた。わが代表団の理にかなった申し入れに対し、裁判所側は何の反論もできず、「云われていることはよく分った。植村所長ともよく相談して態度をきめたい」と、低姿勢に終始するという情けない有様であった。

(18頁に続く)

### 第22回公判

松山地裁大法廷

6月23日(木) 午前10時より

裁判官交替に伴う「弁論更新」

最高裁の不当な“人事”と、松山地裁の無責任さに強く抗議し、本裁判の意識と争点を明らかにしつつ、裁判からの逃亡をはかる国側の姿勢を浮きぼりに、

## 司法行政上の措置の申入書

### 申入の趣旨

御庁昭和48年(行ウ)第五号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件、同昭和48年(行ク)第一号効力停止決定申立事件について、植村秀三裁判官に代えて、他の裁判官をもって右各事件の受訴裁判所を構成するように司法行政上の措置を求める。

### 申入の理由

私達は、御庁民事第一部で現在審理中の、昭和48年(行ウ)第五号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件、昭和48年(行ク)第一号同事件効力停止決定申立事件の代理人であります。

ところで、右各事件は、本年3月時点で専門家証人18人を調べ終り、残3人の専門家証人の反対尋問、原告本人5人の尋問(うち1人は主尋問一部終了)が予定されるだけになっており、これらの残された証拠調に要する時間は3日間もあれば十分であった。

そのため、右3月時点では、4月、5月、6月と3日間の証拠調期日が次のように予定されていて、全証拠調が6月で終了することとなっていた。

4月21日午前10時 生越証人反対尋問

同 日午後 1時 木村証人反対尋問

5月26日午前10時 井上原告本人尋問

同 日午後 1時 児玉証人反対尋問

6月23日午前、午後 残る原告本人尋問

(なお、右原告の採否はいまだなされていない。原告本人尋問は1人約1時間の予定であるから、右期日で十分に取調が終了する。)

原告らは、6月で証拠調が終ることとなっていたので、大方の専門家証人を取調終了し

た本年2月5日に、同日付でそれまでの証拠調に基き原告らの主張事実を整理し、被告の主張に反論した最終準備書面に匹敵する60万字に及ぶ準備書面を提出し、いつでも結審してもよいとの姿勢をとっていた。

裁判所、原告らが6月で結審する予定をしていたのは、本件伊方原子力発電所の営業運転が7月1日から開始されるというタイム・リミットがあったからである。

そのため、原告らは、2月5日付で訴状併せて申立していた本件行政処分の効力停止決定申立事件についての理由補充書をも提出し、7月1日の伊方原子力発電所の営業運転開始に照準を合せて、それまでに執行停止決定をなすように求めている。

ところが、本件受訴裁判所の裁判長であり、御庁の所長でもある村上氏は4月に何の前触れもなく突如名古屋高裁に転勤となり、新たに植村氏が御庁の所長に赴任してきて、本件事件の裁判長を担当する予定となり、私達代理人、原告、その他多くの関係者を驚かせた。

というのは、本件事件は、専門家証人の証言を如何に理解し、伊方原子力発電所が住民、国民の生命、身体、財産にとって安全であるか否かを判断しなければならないというもので、日本においてはこれまでにはなかったまったく新しい裁判であり、そのため本件事件の判断のためには、直接専門家証人の証言を聞き、長期間をかけて問題の所在を理解する必要があるのであって、それまで村上氏が全証拠調に関係してきたので、本年4月以降の段取からいって、当然に当氏が合議部の一員となって判断を示すものと確信していたのが、

全関係者の率直な気持ちであったからであります。

右人事について、私達及び被告団は最高裁へ人事を優先し、事件を劣後させるものだと抗議しましたが、けだし当然のことではありません。

そして、植村氏が本件事件の裁判長として担当する予定となったものの、本件4月21日の期日はその直前になって、植村氏の腰痛のため取消となり、いかに病気のためとはいえ、本件事件の特殊性から、私達早期の判断を期待している者を落胆させたものです。

ところが、今回の5月26日の期日も、直前の5月23日になって突如植村氏がまた腰痛で法廷を開催できないから取消すとの通知に接したわけです。

しかし、いくら病のためとはいえ、これまで訴訟当事者が本年7月1日までの結審を目標に全力をあげてきた努力が、これらの期日取消によって水泡に帰しかねないと考えざるを得ません。

聞くところによれば、植村氏は以前前橋地裁でも腰痛のために期日を取消したかのようであります。

私達は、植村氏の症状からいって、本事件を担当することは、氏の健康のために不適当と判断しています。

植村氏が今後の期日にも出廷できるかの保障は、まったくありません。

私達は、植村氏の症状からいって、本事件を担当することは、氏の健康のために余りにも酷であると考えております。

ところで、裁判は迅速になされなければならないことは、最高裁あげて全裁判所の認めるところであります。

特に本件は、国民の基本的人権にかかわる重要なものであり、タイム・リミットの設定されているものであります。

私達社会正義の実現を求める弁護士としては、本件事件についての裁判所の判断が本年7月以降になることは絶対に容認できないところであります。

また、裁判所も、昭和48年に始まった本事件の判断が、伊方原子力発電所の営業運転開始後になされるとしたならば、世論に対する信頼を失うことになるのは必定であります。

そこで、私達は、貴裁判官会議に次のように申入れます。

司法行政上の措置により、植村氏に変わる裁判官をもって本事件の受審裁判所を構成し、直ちに執行停止についての判断と、本案についての迅速な審理をなさんことを要求します。

昭和52年5月26日

伊方原発行政訴訟弁護団

松山地方裁判所

裁判官会議 御 中

### 申立理由補充書(三)

申立人 川口寛之  
外34名  
被申立人 内閣総理大臣

右当事者間の御庁昭和48年(行ク)第一号効力停止決定申立事件について、申立人らは、被申立人の意見書に対して次の通り反論

する。

なお、被申立人の右意見書第一部 第五、二乃至七、第二部に対する反論は、申立人らの本日付の理由補充書(二)において十二分になされており、これに対しては現在のところ被申立人には反論すらできない状態であるので、これに言及する必要は何ら存しないものとする。

昭和52年5月26日

右申立人ら訴訟代理人

弁護士	新谷勇人
同	井門忠士
同	浦功功
同	岡田義雄
同	奥津亘
同	熊野勝之
同	崎間昌一郎
同	佐々木 齊
同	柴田信夫
同	菅 充行
同	田原睦夫
同	仲田隆明
同	中元 視暉輔
同	畑村悦雄
同	平松耕吉
同	藤原 周
同	藤原充子
同	分銅一臣
同	本田陸士
同	藤田一良

松山地方裁判所

民事第一部 御 中

記

第1 執行停止に関する法律上の問題点

被申立人が右と同一表題の下に主張している点について、以下のとおり反論する。

### 1. 公定力と立証責任

被申立人は行政行為の公定力に言及し、それがあたかも本案訴訟や本件執行停止申立における立証責任に影響を及ぼすかの如き論調である。

行政行為の公定力を根拠として、取消訴訟において原告にその行為の違法なることの立証責任を負わせようとする見解が存しないではないが、それは極く少数の見解に過ぎない。一般的には公定力は、取消訴訟における立証責任とは無関係なものとして考えられている。

すなわち、行政行為の公定力とは、行政行為が、権限ある行政庁によって取消されるか、一定の争訟手続によってその効力を否定されるまでは、一応適法なものとして、相手方はもちろん、他の行政庁も、また裁判所自身も先決問題として、その効力を否認することができない力をいうのであって、行政行為の具体的な要件事実の客観的存在自体を推定させるものではないから、これらの要件事実の存否が不明である場合に、その事実の存在を推定させるものではなく、従って個々の要件事実の存在の立証責任との間に論理的な関係はない(雄川、行政争訟法215頁)。

と同時に、行政行為の公定力そのものの否認を目的とする取消訴訟において、行政行為の適法性の推定に法律上の推定としての地位を与え、原告にその行為の違法なることの立証責任を負わせようとすることは、訴訟における正義と衡平の実現を第一義として分配せらるべき立証責任分配の理念と矛盾するものである。

取消訴訟における被告行政庁は、強大な国



家権力を背景とし、組織的な官庁機構によって、訴訟資料の収集その他の訴訟活動において、私人である原告とは比ぶべくもない力を有しているのである。

その非力な原告に対して、行政行為の公定力を理由として、全立証責任を負わせるというようなことは、結果的には国民の自由に対する行政権の優越を認めることであって、国民の基本的人権の尊重を第一義とする現憲法の理念と矛盾するものといわねばならない（南，註釈行政事件訴訟法 83頁，高林，行政法講座 3巻 298頁以下）。

## 2. 取消訴訟における立証責任

そこで、取消訴訟における立証責任をどのように考えるべきかの問題であるが、これは憲法秩序そのものから帰納すべきである。

すなわち、国民の基本的人権を制約するような行政行為の取消を求める訴訟においては、行政庁がその行為の適法なることの立証責任を負担すると解すべきである。

国民の基本的人権を制約する国家の行為は、それが立法であれ、行政であれ、国家みずからその憲法に合する所以を担保しなければならず、行政による国民の基本的人権の制約が問題となる場合には、行政は常にその制限が法律に適合する所以を証明し、また憲法の趣旨にも合することを立証しなければならないのである。

本件執行停止申立の本案においては、原告らの生命・身体等に対する安全が重要な問題となっているのであるが、これは国民の基本的人権に対する制約が存するか否か、制約が存するとして、その制約が憲法に照らして許されるべきものか否かの問題である。

とすれば、被告において、国民の基本的人

権を制約するものではないこと、又は制約が存するとしても憲法に違反しないこと、言い換えれば、本件伊方原子力発電所が安全なものであることを立証する責任が存するといわねばならない。

同じことは、法律の規定の構造からも言い得るところである。通説の示すところによれば、実体法規の構造に着目して、行政処分をなすべき権利の存在を主張するものは、権利発生規定の要件事実につき、立証責任を負うものとされている（南，前掲書 82頁，滝川，民訴法講座 5巻 1441頁以下）。

被告は、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、原子炉規制法という）24条1項各号に適合するとして本件許可処分をなしたものであるが、同条同項に「その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ……許可をしてはならない」とあるのは、すなわち、「その申請が次の各号に適合していると認められるときは許可をすることができる」との趣旨に外ならないから、この規定はいわば、行政処分をなすべき権利発生規定である。

従って、被告は、権利発生規定である同条同項の要件事実の存在、すなわち本件許可処分の適法性について、立証責任を負担するのである。

本件伊方原子力発電所が安全か否かは、同条同項3号及び4号にかかる問題であるが、右によってこれをみれば、本件伊方原子力発電所が安全であることの立証責任は、被告が負担すべきであるといわねばならない。

なお、被申立人は、本件許可処分が裁量処分であるとし、原告側に立証責任が存する旨の主張をなしているが、どのように考えても、

本件許可処分は裁量処分に属するものではない。

すなわち、本件許可処分は、特に周辺住民の生命・身体に対して災害を及ぼしてはならないこと、言い換えれば、安全性が確保されていることが絶対の要件であることは明らかであるが、周辺住民の生命・身体に対して安全であるか否かについて、行政庁の裁量の働く余地は存しない。人の生命・身体に対して安全であるか否かは一義的に判断されるべき問題であって、その事自体は何ら専門的でも技術的な事項でもない。安全か否かの判断をする過程において、高度な科学技術上の知識を要することはあっても、その事は、専門的技術的な裁量の余地を許容するものではないのである。

### 3. 執行停止制度の趣旨

被申立人は、執行停止制度の趣旨を、裁判所が行政権に介入し、本質的には行政庁の有する権限を自ら代わって行使する例外的な措置であると捉えている。

かかる見解が存することは事実であるが、これは行政事件訴訟法27条に規定される執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度の合憲性を導くための議論と考えられる。

しかし、かかる考え方に対しては、行政処分に対する司法審査制度が憲法によって確立されていると考えられる場合に、行政行為を執行するか否かは、行政権に固有の権限であるとの考え方を固執し、これを訴訟過程の中にまで持ち込み得るかどうかは疑問であるとし、かかる考え方が憲法によって国民に保障された、司法的救済の実効性を阻害することとなるものであることには疑いがない、との批判が存する。

裁判所による執行停止を、行政に固有の権限を裁判所がおかすものとしてとられることは、現行憲法のとる司法国家制の建前とは異質的な、行政国家的思想の残存を示すものとし、諸外国に例を見ない内閣総理大臣の異議権の制度は、現在の司法国家体制に対する反動思想の現われに外ならないというものである（今村、行政法講座318頁以下）。

諸外国に例を見ない内閣総理大臣の異議の制度の合憲性を裏付けるために、執行停止を行政権の行使であるとするのは、技巧的に過ぎるくらいが存することは否めない。

内閣総理大臣の異議の制度が合憲か否かの問題はともかく、執行停止自体は、司法手続による救済措置であり、司法手続に本案の裁判をなす権限が認められる以上、これを実効あらしめるために、これに付随した仮の処分として認められていると考えるのが自然な考え方であろうと思われる。

しかし、問題なのは、執行停止の性質論そのものよりも、執行停止を行政権の行使と考えることが、ひいては裁判所に対して執行停止決定をなすに過度に慎重ならしめる虞れが存するところにある。

被申立人は、執行停止が行政権の行使であることを強調し、それ故に民事上の仮処分と比べて特に慎重でなければならないとするもののようであるが、執行停止の性質論が、かかる立場を導く必然性は何ら存しない。

執行停止を行政処分であると考えとしても、執行停止も民事上の仮処分も、ともに固有の司法作用の実効性を確保するため、本案の裁判の確定前において暫定的に法律状態を形成する処分であるという点においてはまっ

たく同じであり、単にその形成の対象となる法律関係の性質の相違から処分としての性質に差異があるに過ぎないからである（東京地判昭44・9・26，判例時報568・14）。

むしろ、行政事件訴訟法25条の規定によれば、申立人には民事上の仮処分の要件である被保全権利にあたる事項についての疎明責任はなく、民事上の仮処分の要件である保全の必要性に相当する回復困難な損害を避ける緊急の必要性のみの疎明をなせば足りるのであり、執行停止の方が仮処分比べて要件は緩やかであると言ってもよいのである。

被申立人は、執行停止は、仮の権利、利益救済の緊急性を認定し得るに足る十分な心証を形成した上でなければなし得ないものであるとも主張する。

その意味するところは十分に定かではないが、要するに、本案において本件許可処分の当否につき判断可能となるまでの間は執行停止をなし得ないと言わんとしているようである。

しかし、それは、明らかに行政事件訴訟法25条の規定の文言に反するものである。

同条は、その3項において、「本案について理由がないとみえるとき」を消極要件として定めているのであり、本案の理由の有無を積極要件とはしていないのである。

従って、本案に理由があるか否かについての判断が可能でない場合、すなわち本件許可処分の当否につき判断が可能でない場合においても、本案について理由がないと認められない以上は、執行停止をなし得るものである。

同条によれば、執行停止は明らかに、本案についての判断が可能となるまでの間、司法的救済の実効をあげるために暫定的に現状変

更を禁止するものであると言わねばならない。

被申立人の主張は根拠がなく、裁判所をして執行停止を不必要に差し控えさせようとする論であると言わねばならない。

#### 4. 執行停止における疎明

執行停止の要件は、昭和52年2月5日付申立理由補充書にも述べたところであるが、積極要件として、

- (1)取消訴訟が提起されていること、
- (2)執行停止の対象となる処分が存在すること、
- (3)回復困難な損害を避けるため緊急の必要があること、

消極要件として、

- (4)公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、
  - (5)本案について理由がないとみえるとき、
- である。

本件では、(1)及び(2)については、特に論ずるまでもない。ここで取り上げたいのは、主として(3)の要件についてである。

一般的には、(3)の要件は、申立人側に疎明責任があると言われている（南，前掲書236頁）。

(3)の要件は、

- (イ)損害が回復困難なものであること、
  - (ロ)損害を避ける緊急の必要性が存すること、
- に分節することができる。

(イ)については、問題となっている損害が、いずれも申立人らの生命・身体に対し甚大な損害を及ぼすものであることから特に論ずる要はないと思われる。

疎明責任を論ずる上で問題となるのは、(ロ)の要件についてであろう。

ところで、(ロ)の要件の疎明の上では、損害が必ず発生することの疎明や、損害が発生す

る蓋然性が高いことの疎明は不要であると解すべきである。

被申立人は、本件伊方原子力発電所が危険であることを申立人において疎明すべきであると主張するが、これは申立人において損害発生の高蓋然性が高いことを疎明しなければならないとの趣旨であろうか。しかし、そう解すべきではない。申立人においては、損害発生の高蓋然性がないとはいえないことを疎明すれば足りると解すべきである。

かかる結論を導く所以は、本案における立証責任の分配と、行政事件訴訟法25条3項に本案について理由がないとみえるときなる消極要件が規定されていることである。

本案における本件許可処分適法性の要件は、手続的違法性を除けば、本件伊方原子力発電所が安全か否かという事である。この事は、言い換えれば、損害発生の高蓋然性がないか否かという事である。

本案における立証責任については前述したとおりであり、被告において本件伊方原子力発電所が安全であることを立証すべき責任が存する。すなわち、損害発生の高蓋然性がないことにつき、被告が立証責任を負うべきものである。

原告らは、本案においては、本件伊方原子力発電所が安全であるかどうか、すなわち損害発生の高蓋然性がないかどうか不明であると、言い得る程度の反証を尽せば勝訴するに足りるのである。

そうすると、執行停止申立において、申立人らが、損害発生の高蓋然性がないかどうか不明であると言い得る程度に疎明を尽せば、これは本案について理由がないとみえるときには当たらないことになる。

行政事件訴訟法25条3項の規定によれば、本案について理由がないとみえるときに、はじめて執行停止申立は容れられないのであるから、申立人らにおいては、損害発生の高蓋然性がないかどうか不明である程度に疎明をすれば足りるのであり、損害発生の高蓋然性が高いこと、言い換えれば、本件伊方原子力発電所が危険であることまでの疎明をなす必要は何ら存しない。

被申立人によれば、回復困難な損害を避ける緊急の必要性なる要件と、本案について理由がないとみえるときなる要件を、切り離して別箇独立に考えるべきであるとする。しかし、かかる考え方は、執行停止の制度の趣旨を誤って解釈しているものである。

およそ行政事件訴訟法25条は、取消訴訟が提起されても、行政処分の効力はその事だけでは停止されないもので、判決がなされるまでの間に行政処分の内容が実現されてしまい、原告が後に勝訴しても、原告が救済を受けられない高蓋然性があるために、事件の終局的解決までの暫定的措置として執行停止を認めるものである。

かかる制度の趣旨に鑑みて本件を見るならば、損害発生の高蓋然性がないとは言えない以上は、執行停止をなさなければならない。

そうでなければ、本案について理由がないとはみえない状態であるにもかかわらず、執行停止をなさずに放置した結果、事件の終局的解決までの間に損害が発生して、取りかえしのつかない事態を生むことが起こり得るからである。

結局、申立人らとしては、損害発生の高蓋然性がないとは言えない程度に疎明を尽せば足りるものと解すべきである。

そして、損害発生の実態がないとは言えない以上、本件伊方原子力発電所の試運転が既に開始され、営業運転開始も間近かに迫っているのであるから、事件の終局的解決を待つ余裕はなく、損害を回避すべき緊急の必要性が存すると解すべきである。

なお、念のために付言すれば、右に述べたのは申立人らの疎明責任に関する法律上の主張であって、申立人らが本件において実際に尽している疎明の程度は、申立人らの疎明責任をはるかに越えているものである。

すなわち、申立人らは本案における原告として、既に現段階において原告に必要とされる程度を越えて、本件伊方原子力発電所が危険であること、言い換えれば、損害発生の高蓋然性が高いことまでも主張立証しており、本件においては、本案の主張立証を援用して、本件伊方原子力発電所が危険であること、言い換えれば損害発生の高蓋然性が高いことまでも疎明しているものである。

## 第2 本件訴訟の特質及び背景に関する反論

申立人が本件訴訟の特質及び背景と題して主張している点につき、以下の通り反論する。

被申立人は、「本件において裁判所が何もすることができない又は何もすべきではないという趣旨のことを強調しようとするものでないことはもちろんである。裁判所が執行停止の要件の有無について審理し、判断し得ることは今更いうまでもない。」と言いながら、他方では、「裁判所において判断されることを期待することが著しく困難」であるとか、「自らの心証に基づいて判断し結論を示すことを裁判所に求めることが果たして当を得たことであるかどうか、はなはだ疑問である」

などと、裁判所には本件伊方原子力発電所の安全性について判断する能力も権限もないかの如き論調の終始している。

その言わんとするところは、結局のところ、裁判所は本件伊方原子力発電所の安全性の有無について、とても判断することなどできないから、行政庁たる被申立人の判断に任せておけばよいと言うに帰する。

しかし、申立人らは今日に至るまで、本案において被申立人たる被告の安全であるとの判断がいかに根拠のないものであるかを、裁判所並びに一般人が理解し得るように争点を整理して主張立証してきたものである。そして、原・被告間の争点の個々について、裁判所の立場で充分判断可能な程度に議論は煮詰められており、被告の主張する安全性が信頼すべき根拠に基づくものか否かは、専門家でなくとも判断し得るところである。

のみならず、そもそも裁判所の判断は、専門家や科学者による科学的判断そのものではなく、裁判所としての立場からする法的判断でなければならない。例えば、因果関係の認定において、自然科学的因果関係と法的因果関係が別箇のものとされているのと同じである。過去において幾多の判例が存する公害訴訟、医療過誤訴訟においても、裁判所は科学的判断そのものではない法的判断をなしてきており、又、裁判所としてはそうあるべきなのである。

被申立人は、ECCSについて言及し、ECCSの性能に関し裁判所が判断し得ない旨を主張している。ECCSの性能は机上の計算によって有効とされているだけで、今日に至るまで実物実験はもとより模擬炉における実験でさえ、予期されたように冷却水を注入

することができない有様である。被申立人はそれにもかかわらず、実際の炉と模擬炉の差異を挙げて実際の炉なら大丈夫であるなどと、これまた机上の論によって言うのであるが、これは強弁としか言いようがない。かかる被申立人の主張が是非かについて、安全性が確保されているか否かの観点から裁判所が法的判断をなすことが可能であることは、容易にみてとることができる。

他の争点についても、多かれ少なかれ、同様の事が言い得ることは、双方の主張立証を精査すれば明らかである。

そこには、被申立人の言うような「修辞学」とか、何の根拠もない「学問的権威」などが入り込む余地など毛頭ない。被申立人は、申立人らの主張立証の合理性を、合理性をもって覆すことができないからこそ、これを「修辞学」などと歪曲し、自らの非合理性を「学問的権威」でおおい隠そうとしているとしか考えられない。

また、申立人らは、被申立人の言うように、本件伊方原子力発電所を「象徴」に仕立て上げる特段の意図はないし、世界的なエネルギー政策自体を直接審理の対象とする意図もない。

申立人らの主張は、直接的には本件伊方原子力発電所に関してなされたものであり、もとより他の原子力発電所と共通する事項が多いことは争わないが、研究用の原子炉を問題としているわけではなく、地震、地盤、その他の立地条件が被申立人側で定めた立地審査指針にすら適合していないことや、審査における手続的瑕疵など、本件許可処分に関する固有の問題点をも指摘しているものである。

そもそも、裁判所が本件執行停止申立や本

案訴訟を認容したところで、これが世界中の原子力発電所を停止させたり、世界的なエネルギー政策を凍結させたりする効力はない。従って、もとより申立人らにおいても、裁判所に対し、そのような要求をしているわけではない。

被申立人は裁判所に対し、世界中の原子力発電所を止めようというのか、世界的なエネルギー政策を凍結させようというのか、と言って、威嚇的に迫ることにより、およそ、そのような事でひるむ筈もない裁判所をしてひるませ、あるいは委縮させて、本件執行停止申立及び本案訴訟において裁判所が毅然とした勇気ある判断をなすのをくい止めんとしているものである。

本件訴訟には、被申立人の言うような意味での特質などは存しない。過去の公害訴訟や医療過誤訴訟において果された裁判所の役割と、本件訴訟において裁判所に期待されている役割は、本質的に同一のものであると言わねばならない。

### 第3 本件執行停止申立に対する判断の時期についての反論

既にこれまで再参述べたように、本件伊方原子力発電所は既に試運転を開始し、営業運転開始が直近に迫っているものであり、従って執行停止決定は早急になされなければならない事態に立ち至っているものである。

被申立人は、「本案訴訟より深度のはるか浅い審理によって本案判決以上の効力の『先取り』が行われる」などと言うが、被申立人自身、「本案審理に関する重要な証人調べがほとんど終了した」と認めているのであって、申立人らは、本件執行停止申立において

「重要な証人調べがほとんど終了した」本案訴訟の主張立証を援用しているのであるから、何ら「本案訴訟より深度のはるかに浅い審理によって」執行停止がなされることにはならないものである。

現在、主要な主張立証がほぼ終了し、裁判所が相当程度の心証形成をなすことができる段階にあり、しかも試運転が開始され、営業運転が開始されようとしている現段階こそが、執行停止決定をなすべき時期であると言わねばならない。

被申立人の主張には何らの根拠もなく、執行停止の時期を遅らせることによって、その間に既成事実を作り上げようとするものに外ならない。

#### 第4 本件執行停止申立の適法性について

被申立人は、申立人らの主張する被害が、すべて本件伊方原子力発電所の運転によって生ずるものであり、それ故に電気事業法43条の規定による使用前検査の合格につき執行停止を求めれば足りる旨主張する。

しかし、申立人らの蒙る回復し難い損害は、本件執行停止申立書記載のとおり、運転にかかるものに限られてはおらず、また、運転開始に至るまでに積み上げられる既成事実が、執行停止決定に対する不当違法な内閣総理大臣の異議という回復し難い損害を導く危険性に鑑みれば、単に運転の停止のみによって損害回避の目的が達せられないことは明らかであり、本件許可処分の効力停止を求める理由と必要性が存すると言わねばならない。

申立人らが、昭和52年2月5日付申立理由補充書において、回復困難な損害として特に運転にかかるものを強調したのは、本件執

行停止申立後今日までの間に、運転にかかるもの以外のものが殆んど既成事実化されてしまっているため、已むなく運転にかかる損害を強調したに過ぎない。

ところで、執行停止の効力が将来に向ってのみ生ずること、及び現時点において既に試運転が開始され、営業運転開始が直近に迫っていることに鑑みれば、現時点においてなされる本件許可処分の効力の停止は、使用前検査合格の効力の停止と、その効果において差異はないかもしれない。

しかし、そうであるならば、仮に申立人らの蒙る回復困難な損害が運転にかかるもののみであったとしても、本件許可処分の効力の停止は不必要に広汎な範囲にわたって停止の効果を及ぼすことにはならず、行政事件訴訟法25条2項但書の趣旨に何ら抵触するものではない。

本件許可処分の効力自体の停止を求めることが不適法であるいわれは皆無であると言わねばならない。

#### 第5 被申立人の「第5. はじめに」に対して反論する。

一、申立人らが本件申立において、伊方原子力発電所が極めて危険なものであり、これが運転されると申立人ら周辺住民に回復不可能な損害を与える恐れが多分にあると主張していることについて、被申立人は、これは原子力発電一般が危険であることを基本的前提としており、本件原子炉固有の事項については見るべき主張が何一つないと非難する。

この非難は極めて不当なものである。申立人らは、ただ単に原子力発電所一般の危険性を抽象的に主張しているのではない。伊方発

電所に設置される加圧水型原子炉は本質的に危険であり、安全確保の諸方策が十分信頼できるものではないことに加えて、伊方という地域条件の中では、その危険性がより一層現実的なものとなっていると主張しているのである。例えば、敷地は大地震の発生の確率が高い地域として、地震の特定観測地域に指定された区域の中心近くにある。従って原子炉の安全評価の際地震による原子炉破壊の有無は極めて重要なポイントとなる。この地震の評価について、次に述べるような殆んど常軌を逸したとしか表現しようのない、非論理的非科学的なこじつけが行なわれているのである。

被申立人によれば、過去に最も大きな地震動を敷地地盤に与えたものは1749年のマグニチュード7のものであり、これは敷地より14キロに震央があり、震源深さは30キロであり、その場合の敷地基盤の最大加速度は最も大きく見積っても165ガルである、とする。

1. 地震そのものについても未解明のところが多々あるが、原子力発電所における耐震性も未だ研究の途上にある。それでも被申立人らの各電力会社は原発を推進する必要から、この耐震問題について官民協力して、昭和45年「原子力発電所耐震設計技術指針」(疏甲27号証)を作成した。

これは、各電力会社を中心とし、主務官庁である科学技術庁原子力局、通商産業省も官庁として常時参加し、更に本件審査を行った原子炉安全専門審査会の内田秀雄会長、三島良績委員、金井清委員(金井式の発案者)も委員として参加したうえで作成されたものである。従って原子炉の耐震性については、時期

的にも(本件許可は昭和47年)、参加した委員、官庁、機関の権威からして、本件審査もこれに従ったものであるべき筈である。

ところが、この指針は最大加速度の推定について本件審査に使われた金井式がマグニチュード6以上の地震については実証されていないと明記(56頁)したうえで、最大加速度の推定方法についてシードのグラフを挙げていたのである(40頁)。従って、この官民一体となって作成した指針によれば、被申立人が前提としているマグニチュード7、震央距離14キロの場合は、金井式により最大加速度を推定するのは明白な誤りであり、シードのグラフにより約180ガルと推定すべきことになる。又、被申立人は震央距離を0キロメートルとしても最大加速度は186ガルとなると主張している(被申立人意見書第二部21頁)がこれも前記のシードのグラフから考えて設計加速度200ガルを大きく上廻ること明白である。

結局、被申立人が主張する「最も大きく算出しても165ガルであるが、設計地震部は右165ガルに対して十分余裕をもたせて、200ガルと設定した」(前出意見書第二部20頁)というのは、一般に認められた右方法を使わず、実証性のない方法により辛うじて算定されたおどろくほど不合理なものであると断ぜざるを得ないのである。

2. 被申立人は、地震歴の検討の際に、明治以後大正までの地震について理科年表に記載された正規のマグニチュードでなく、カッコ書で注記された0.5低いマグニチュードを使用し、これは地震学、耐震工学における常識的な方法であると強弁する。しかし、本件審査に関わった大崎、金井、松田、塩見の



各委員は山口県深川に関する設計地震の研究において、理科年表の正規のマグニチュードを使用し、0.5下げているのである。(疏甲28号証)

また、この研究においては、安芸灘地域の地震について、マグニチュード7.5まで深さは40乃至50キロでやゝ深いと述べているが、これまた被申立人がいう同地域の地震はマグニチュード6から7.1、深さ30キロ程度(前出意見書第二部16頁)というのと大きく矛盾するのである。本案に於て同趣旨の証言をした大崎審査委員、塩見調査委員は発電所毎に異なる結論を出し、その主張するところ支離滅裂であるといわねばならない。

3. 被申立人は、太平洋沖合における巨大地震は、敷地地盤に対する影響が小さいから無視できるとしている(前出意見書第二部19頁)。ところが、四国電力が参考資料として審査の際に提出した「伊方発電所の設計地震加速度と設計波形について」と題する文書の第三図によれば、684年の土佐沖地震はマグニチュード8.4であり、敷地より200キロ遠方であったのに震度5(強震)の影響を与えたこととされているのである(疏甲29号証)。この震度5(強震)というのは極めて大きな地震動であって、敷地においてこれと同規模のものは過去には他3回しかないのである。(被申立人が最大加速度165ガルと推定した1749年の地震も、震度5であった。)

してみれば、どのように考えても土佐沖地震を安全上無視できるものと言えないこと明白である。

被申立人は、この太平洋沖の巨大地震を無視するため次のような地震歴の捏造まで行っ

ているのである。即ち、1854年12月24日敷地より300キロの南海沖においてマグニチュード8.4の地震が発生した。この地震は理科年表によれば近畿、中国、四国の全部と九州の一部に被害を与えた大地震であり、年号が嘉永より安政に変更された程の大地震であった(安政の大地震)。従って、この大地震も当然被害地震として考慮されるべきであり、これより100キロも近い前記土佐沖地震とともに耐震設計上評価されるべきものである。ところが、四国電力は、参考資料として提出した「地震歴および地震被害歴について」(疏甲第30号証)と題する資料の第一表「愛媛県に多少とも被害を及ぼした地震および著名な大地震」のリストから完全に欠落させ、被申立人も審査の際これを故意に看過したのである。

地震については未知のことが多く、地震評価のよりどころは第一に正確な地震歴であることを考えると、被申立人のこの過誤は、伊方原子力発電所における地震を過小評価するための明白な歴史の偽造であると言わねばならない。

4. 四国電力は、敷地における地震の影響を知るため、敷地内に地震観測孔を掘り、そこに地震計を設置し、実際の地震を観測した。これは敷地内の実測データとして地盤特性を知るうえにおいて極めて貴重なものであるが、四国電力はそのデータが自らに好しくないものであることから、これを一切無視し、被申立人も審査の際にこれを承認した。

5. 被申立人は、敷地周辺の地震は震源深さが30キロより浅くはならないと主張しているが、これを裏付けるデータは1968年の地震一回しかない。僅か一つのデータで

全ての地震の深さを予測する被申立人の態度は科学ではなく信仰でしかない。

地震の予測について、以上のように非科学的、非論理的な審査が行われたのは、伊方原子力発電所が地震について特定観測地域の中心近くにあるため、その影響を過小評価するための操作である。

このような杜撰な審査しか行なわれていない伊方原子力発電所が地震により破壊される可能性は十分に考えられるのである。

二、被申立人は、申立人らの主張が著しく仮定的であるとか、抽象的であるとかと非難する。

申立人らは原子炉事故が発生した場合の恐ろしさや被害の大きさについて述べているのであって、その事故は未だ発生していない。従って、その主張が抽象的、仮定的なものであるのは或る意味では当然である。

原子炉事故の恐ろしさは重大事故の確率の大きさではなく、その被害が一地域または一地方を全滅させるに足るものであるという点にある。例えば確率がいかに小さくとも、その被害が無限大である以上、当然事故については慎重な審査がなされるべきである。そして、事故の確率も我国における原子炉の密度と伊方が地震の巣にあることから考えると、決して無視できる程小さいものとは言えない。

申立人らが、いつ、何を原因として、どのような事故が発生するかを指摘し得ないのは当然である。事故という概念自体が予期せぬ出来事である以上それはやむを得ないことである。しかし、申立人らの主張は被申立人が述べるように決して有り得ない、又は想像困難な事故について述べているのではないことを次に明らかにしよう。

被申立人は、申立人らの事故に関する主張を勝手に左のように要約し、それは現実には有り得ない仮定を幾重にも積み重ねなければ到達できないものであるという。

- イ 極めて堅ろうなステンレス鋼の一次系配管が瞬時に破断し、
- ロ 外部電源が喪失し、
- ハ 非常用電源が使用できず、
- ニ 多重性のあるECCSが全部作動しない、
- 結果 炉心が熔融し、その次に、
- ホ 熔融炉心は圧力容器を貫通し、
- ヘ スプレー系が働かない為格納容器の冷却ができず、
- ト 格納容器が破裂する

これは被申立人が自らに都合のよいように勝手に要約したものであるが、仮にこれを前提にするとしても、前記のように伊方の場合に特に考えられる地震による原子炉の破損を考えるとすれば、以下のように右の仮定は無理なものではない。

即ち、地震（大地震である必要はない。前記のとおり杜撰な審査から考えて、予想を越えた地震の発生や、予想の範囲内であったが、被害が予想を越えることは十分考えられる。）により一次冷却系配管が破断した場合、外部電源の喪失（停電）も同時に発生していると考えべきである。他方ECCSについては実験の結果から考えて原理的に働く可能性がないのであるから、多重性があるといっても、それは作動しない消火器が2本または3本あるのと同様であるから、その効果は期待できない。そうすると、非常用電源が残っても意味はないし、また、そのような地震に際して十分健全であるか否かも大いに疑問で

ある。

このように炉心熔融という事態は決して無理な仮定ではないのである。

更に、炉心熔融となれば、それが圧力容器熔融貫通となって下に落ちるのは何らかの事情でそれが阻止されない限り当然の論理的帰結である。それから先、爆発して格納容器が破裂するというのは起り得る事態の一つに過ぎず、どのような現象が起るか全く不明なのである。たゞ被申立人の事故評価で最も大きなものである仮想事故においても、格納容器が健全であることが前提とされているのであるから、飛び散った破片の一枚でも格納容器

に穴をあけたならば、内外の圧力差から申立人ら周辺住民は破滅的被害を受けることは必定である。このような事態の中で、スプレー散水により減圧することができるかどうかというのは次元が異なるのである。

三、このように申立人らの主張は、未だ発生していない事故について述べているという制約はあるにしても、極めて具体的、且つ現実的な事態について述べているのである。

そして地震を原因の例として挙げたが、原因はテロや航空機墜落その他様々なものが考えられるのであって、決して有り得ないものではないのである。(以下次号につづく)

## 愛媛県伊方発電所の原子炉の設置変更

(2号炉増設)許可処分に対する

### 異議申立書

昭和52年5月28日

処分行 内閣総理大臣 福田赳夫殿

異議申立人

川口寛之

ほか53名

#### 異議申立書

次のとおり異議申立てをする。

一、異議申立人の住所、氏名、年齢

各別紙のとおり

二、異議申立てに係る処分の表示

内閣総理大臣福田赳夫の昭和52年3月30日付の四国電力株式会社に対する愛媛県伊方発電所の原子炉の設置変更(2号炉増設)許可処分。

三、異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

昭和52年3月31日

四、異議申立ての趣旨

「二、記載の処分を取消す。」

五、異議申立ての理由

別紙のとおり。

六、処分行の教示の有無及びその内容

なし。

(別紙)

#### 異議申立の理由

目次

I 異議申立人

II 総論

III 不当、違法な本件許可処分

1 原子力三原則の無視

2 その名に値しない安全審査

- (1)劣悪地盤の正当化
- (2)平常時被曝評価のごまかし
- (3)使用済燃料の再処理の無方針“トイレットなしのマンション”の固定化
- (4)さらに不当さを増した災害評価

### 3 温排水の影響の無視

## IV 結論

### I 異議申立人

申立人らは、いずれも本件許可処分にかかわる伊方原子力発電所の所在する西宇和郡および隣接の八幡浜市に住居を有し、原子力発電所の事故発生の際はもちろん、平常運転時においても大気や海水中に放出される放射能や海中への温排水等によって現在および将来にわたり、生活と健康にきわめて重大な影響を受ける者達であって、本件許可処分に対し異議申立の権利とその適格性を有するものである。

### II 総論

内閣総理大臣は昭和52年3月30日四国電力株式会社に対し、伊方発電所の原子炉の設置変更(2号炉増設)を許可した。

本件処分に先だって昭和47年1月28日に伊方発電所の原子炉(1号炉)の設置が許可されたが、これに対する許可処分取消を求める行政訴訟が、現在も松山地方裁判所で進行中である。この裁判において、当該許可処分が原子力発電所周辺における平常時被曝の危険性、放射性固体廃棄物の廃棄と使用済核燃料の再処理の無方針、廃止された原子力発電所の処理の不可能性、温排水の環境におよぼす影響などについて審査がなされていないこと、また、燃料棒、蒸気発生細管、圧力

容器、一次冷却系配管等の非健全性についての審査の誤り、さらに、ECCS装置、立地選定等の評価の誤りなどに基ついてなされたものであることが明白にされてきた。

さらにその後、美浜原子力発電所での燃料棒破損事故、伊方1号炉での燃料棒架装時の事故の発生などが明らかにされ、原子炉の安全性が保障され得ないことを事実が示してきた。

1号炉の許可処分が、このように不当、違法のものとして追及されているにもかかわらず、本件許可処分が、1号炉のずさんな審査のあり方をそのままひき写した本件安全審査によってなされたことは、断じて許すことのできないものである。

### III 不当、違法な本件許可処分

#### 1 原子力三原則の無視

伊方原子力発電所の設置許可処分に際して、周辺住民の意向が全く無視されていることの不当性は、すでに1号炉の設置許可処分取消行政訴訟において明らかになっているにもかかわらず、本件許可処分でも重ねて不当な行為がなされている。すなわち依然として許可処分以前の公聴会は開かれず、また許可処分後においてすら公開されている資料は、四国電力が提出した設置許可申請書、および同添付書類だけで、許可処分の基となっている安全審査報告書さえ、国会議員を通じて漸く入手できる状態であり、安全審査に用いられた資料に至っては全く公表されないままに、本異議申立もしなければならないといった有様である。本件原子力発電所の設置によって多大の被害を蒙る申立人ら周辺住民を遠ざけたまま、密室審理で強行された本件許可処分は、自主、民主、公開の原子力三原則をうた

った原子力基本法に明白に違反しており、到底、申立人らの受け入れられるものでない。

## 2 その名に値しない安全審査

伊方原子力発電所の許可処分の基となっている安全審査の内容が全くずさんなものであり、周辺住民の生命、健康、財産の安全を保障するものでないことは、すでに1号炉の許可処分に関して、その設置許可処分取消行政訴訟において明らかにされている。しかるに本件安全審査においても、1号炉の場合に指摘された驚くべきずさんな内容は全く改善されないままに、以下に列挙するような不当な誤りが犯されている。すなわち立地選定のための重要な事項となっている地盤と地震についての評価の重大な誤り、平常運転時に大気と海にまき散らされる放射能による周辺住民の放射線被曝の推定の根拠の無さ、炉心にある燃料棒や原子炉容器、配管、さらには蒸気発生器など、安全確保上最重要な機器や設備の重大な欠陥、緊急炉心冷却装置（ECCS）をはじめとする、いわゆる安全防護設備の信頼性と実証性の欠如、さらには発生が予想されを大規模な事故に際して、周辺住民の蒙る破滅的な災害の桁違いの過小評価等々、まさに枚挙にいとまなしといった有様である。

本件安全審査においても、1号炉の場合と全く同様のこうした誤りは何ら改められていないどころか、さらに多くの点で居直りの姿勢ともいうべき不当さがつけ加えられている。そのいくつかをあげれば以下に示す通りである。

### (1)劣悪地盤の正当化

すでに公表されている1号炉安全審査に関する「参考資料」が明らかにしているように、四国電力が行なった地質調査さえ、とくに2

号炉炉心の予定地附近の地盤が劣悪であり、炉心位置の変更が必要であることを指摘している。しかるに本件安全審査では、そのような事実にはおかぶりをしたままで、その根拠も不明なままに、「問題なし」との結論を下すという恥知らずな行為がなされている。

### (2)平常時被曝評価のごまかし

よく知られているように、米国では本年1月から、これまでの一般公衆に対する許容線量、年間500ミリレムを一挙に20分の1に引き下げる措置がとられている。にもかかわらず、本件審査では依然として年間500ミリレムを法的基準としたままで、それと比較することによって、周辺住民の被曝がさも取るに足りない問題であるかのように見せかけるといったトリックが用いられている。さらに、新しくつけ加えられたヨウ素による被曝評価についても、タレ流される放射能の量の推定も根拠不明であるばかりか、周辺住民が多食している海草類の摂取を無視するというごまかしも持ちこまれている。

### (3)使用済燃料の再処理の無方針「トイレットなしのマンション」の固定化

1号炉の安全審査時には、使用済燃料を再処理施設に運び出すことを前提として、約1年分の使用済燃料を貯蔵用プールに保管する計画であった。しかし本件安全審査では、何と、約8年分の使用済燃料を保管する計画が認められているのである。これは、ますますどうしようもなくなった「トイレットなしのマンション」状態を安全審査会や原子力委員会が認めたものといえる。大量の死の灰とプルトニウムをかかえた使用済燃料を、つぎつぎと敷地内に貯蔵することの危険性については何の評価もしないままに、周辺住民へのこ

うした危険なしわ寄せを認めるといった無謀なことが公然と行われているのである。

#### (4)さらに不当さを増した災害評価

本件安全審査においては、事故時の災害評価に際して、原子炉一次冷却材中の放射能の濃度を、何の根拠もなく1号炉の際の約5分の1に引き下げて被曝線量を低減させるというトリックを用いたり、事故の経過を一切不問に付したままで、全く恣意的に仮想事故を想定し、それがもたらす災害を桁違いに低めるなど、周辺住民を全く愚ろうした審査が公然となされている。

以上に指摘したように、本件安全審査の内容およびそれに基いた本件許可処分のずさんさは、まさに目に余るものであり、欠陥だらけの「原子炉規制法」にさえ違反した、不当で違法なものであり、到底、申立人ら周辺住民の受け入れられるものではない。

#### 3 温排水の影響の無視

本件許可処分において、原子力発電所の放出する温排水のおよぼす影響を無視していることは、1号炉の場合と同様であり、原子炉の災害防止についての必要な審査を怠ったものである。温排水の影響について問題にされることは、単に2～3種類の魚種の回遊の変化とそれに伴う漁業への直接的影響だけでなく、周辺全海域の諸生物の発生・生育等について、放射能の影響を含む全生態系への影響である。漁業はもちろんのこと、日常生活のなかに海が深い関わりをもつ申立人らは、かかる住民無視の本件許可処分を容認することはできない。

#### IV 結論

経済の無秩序な発展は、資源の不足と環境の破壊をもたらし、人類の生存の可能性すら

危ぶまれる事態にたちいたっている。最早、省資源、省エネルギーの社会を確立する以外に、われわれが未来に向って生きのびられる方法はない。

それにもかかわらず、産業界では依然として資源とエネルギーの多消費のうえに、自らの繁栄をうちたてようとしている。石油不足によるエネルギー危機を解決するものは原子力であるとして、地域住民の反対をよそに危険な原子力発電所の建設を強行してきた。

現在までに建設された原子力発電所は本質的に不合理なものであり、技術的にも未熟であるために、たびかさなる事故をひき起し、これが危険なものであるばかりでなく、エネルギー生産の点から見て何ら効果をあげていないことも明白になってきた。原子力発電所の建設が産業界に利益をもたらすとしても、本件処分にかかる伊方原子力発電所周辺に居住する申立人らは、これによって何ら利益を受けることなく、放射能・温排水の被害など生活上経済上の不利益を受けるのみである。

以上述べたとおり、あらゆる点から見ても違法な本件許可処分の速かな取消しを求めため申し立てに及ぶ次第である。

(1頁から続く)

とくにわが代表団が感じとったことは、伊方裁判の重圧が松山地裁にのしかかっていることが、今回の事件を契機に、かいま見ることができたということであった。原告側の追及に四苦八苦している国側だけでなく、裁判所にも、実質的に裁判から逃亡しようとの空気があること、そして、それを許さない、こんごのわれわれの闘いの重大さを確認し合っ

て代表団は帰路についた。

なお、この抗議行動に先立って、5月17日に、弁護団代表2名は最高裁に出向き、さきの「要請」に対する再考慮を要請した。応

対に当たった庶務課長は、関係者に伝える旨答えていたとのことであるが、その後も何の連絡もなく、原告・弁護団の抗議と要請を黙殺したことは確定的となった。

## 国側 恥知らずにも 「門前払い」を裁判所に要求

国側は、さる5月26日付で準備書面(9)を提出した。この書面の特徴はつぎの二点に要約できる。その一つは、さる2月に原告側が、これまでの争点を原告の立場からとりまとめた準備書面(12)に対する回答と見なせること。第二には、これまで、あちこちに持ち出してきていた、いわゆる「原告の不適格性」、すなわち、原告にはこうした裁判を起す法的な権利は無い、という主張を前面に持ち出し、「本案前の申立て」、つまり裁判に入る前の手続き問題として、「本件訴えを却下する」との判決(いわゆる「門前払い」)を求めてきたということである。

国側は、伊方と同様の行政訴訟を起こしている東海村と福島との二つの法廷では、すでに「門前払い」を要求して、内容の審理に入ることを拒否する態度をとり続けているが、すでに結審も間近い伊方の裁判については、さすがに、そうした見当違いの主張も全面的には持ち出せなかったのである。ところが、今回の裁判官人事を絶好機と見たのか、恥知らずにも、これまでの裁判の経過と内容を一方的に否定する態度をむき出しにしてきたのである。

いまごろになって、「門前払い」の主張を前面に持ち出したことについて、引け目を感じた国側は、「書面」の中で、汗をふきふき

弁明している。すなわち、「本件訴訟の証拠調べが相当進行した現段階になって」、こうした主張をするに至った理由は、(1)主張の内容を法律的に確定するのに手間どったこと、(2)「原告らを含む一般の人々に対し本件訴訟を通じて」原子炉の安全性を説明するのに「少なからざる価値が認められる」と考えていたこと、(3)「原子力発電に関する技術的事項についての理解」が、「裁判所を初めとする訴訟関係者に説明」しようとしたこと、の三点にあったという。

とくに第2点、つまり「安全性の宣伝」が最重要だといいつつも、それでは、なぜそれを最後(判決)までつらぬき通さないのか、という自然な問いには、全く答えないままというお粗末さである。何のことはない、原告側の猛追及によって、ボロボロに破れはてた「安全宣伝」の旗を、これ以上、人目にさらすわけにいかなくなった、ということを告白した、へたなセリフにすぎないのである。

「原告の適格性は無い」との国の主張を大成した今回の被告準備書面は、次号から全文掲載する予定であるが、その要旨は次の二点につきる。まず第一は、伊方原発の安全性は、「公益」を念頭に置いたもので、原告ら特定の「個人」を法律的に対象にしたものでないということ(読者の皆さんわかりますか

?)。第二は、「本件許可処分<sup>の</sup>直接<sup>の</sup>効果として(付点は原文のまま)」, 個別・具体的な利益の侵害を受けることが明確な時に限って, 原告の適格性に不可欠の「法律的な利益」が生じるが, 今の場合はそのようではない。つまり, 伊方原発の運転の結果として, 現時点では推定せざるを得ない原告らの損害が, 将来に生じる恐れがある, ということでは, 裁判は起こせないようになっている, というのである。

こうした権力者的で, 没論理の主張に対しては, すでに最近提出済みの, 原告側の「反論書」(このニュースの3頁および次号参照)で批判し尽されているが, 原告・弁護団では, 今回の国側の準備書面の内容について, 改めて痛撃を加えるべく, 目下準備を進めている。

## 2号炉に「異議申立」

1号炉に対する裁判の結審も近いさる3月31日, 政府は, 伊方原発2号炉の設置を許可した。この暴挙に対し, 行政上の「異議申立」を提出する準備を進めていた現地では, 本ニュース15頁掲さいの「申立書」をつくり, さる5月28日に, 54名の申立団を代表した3名が科学技術庁に提出し, 正式に受理された。今回の「異議申立」の特徴は,

(1) 原則的に, 住民自らの手によって「申立書」をつくり, その力によって政府を相手に闘うこと, (2) 1号炉の時よりも多い住民の参加が得られていること, (3) 1号炉の際は参加していなかった八幡市民も14名参加していること, などがあげられよう。

異議申立団の奮斗に期待するとともに, 全国各地の皆さんの支援を訴えます。

## 伊方原発の営業運転遅れる

さる5月27日, 四国電力は営業運転開始を9月まで延期すると発表。公表されている理由を「解読」する限りでは, 復水器冷却管の海水による腐食, および蒸気発生器内のスラッジの蓄積という, 加圧水型特有の「業病」が, 早くも現われた模様。

## 会計報告('77.5/14~6/10)

### 収入

会費	66,000
ニュース購読料	98,250
カンパ	48,800
準備書面売上金	230,000
航空券予約返金	54,380
計	497,430

### 支出

ニュース代金	35,000
郵送料	14,220
為替手数料	1,365
弁護団最高裁申入行動	53,200
(交通費)	33,200
(行動費)	20,000
弁護団松山地裁申入行動	40,000
(行動費)	30,000
(宿泊費)	10,000
次回公判航空券予約	128,720
コピー代	78,650
資料費	3,050
会場費	2,800
事務用品費	6,720
計	363,725
差引	133,705
	(借入金返済)
借入金合計	840,363



# 「訴訟ニュース」号外

## 植村裁判長更迭

伊方訴訟の新しい裁判長に予定されて、植村松山地裁所長は、6月16日付の最高裁人事で、東京高裁に転出となり、代わって、名古屋高裁の柏木賢吉裁判官が任命された。異例の二の又事は、表面的には植村裁判官の腰の右癆の長期とあって、原告・弁護団の抗議・要請に対する最高裁の回答にはかならない。

なお、柏木氏は、「普通の裁判官」と評価されているとのこと、6月23日の公判廷への結集を訴えます。

(事務局)